

# 朝霞市基地跡地利用基本計画 付属資料

朝霞市基地跡地利用計画策定委員会  
平成18年12月

## 目 次

1	朝霞市基地跡地利用計画市民懇談会提案書	2
2	朝霞市基地跡地利用計画市民懇談会開催要綱	2 4
3	朝霞市基地跡地利用計画市民懇談会参加者名簿	2 5
4	朝霞市基地跡地利用計画市民懇談会検討経過	2 6
5	参考資料	2 8
	資料1 環境資源の評価(例示)	2 8
	資料2 公園をデザインするときの参考資料	2 8
	(ア) 公園の種別・規模と配置方針	2 8
	(イ) 防災的な機能からの公園等の規模・配置の考え方	2 9
	(ウ) 生物多様性を支える樹林地の最小規模の例	3 0

# 1 朝霞市基地跡地利用計画市民懇談会提案書

2006年11月16日

朝霞市基地跡地利用計画策定委員会

会長 藤井敏信様

朝霞市基地跡地利用計画市民懇談会

朝霞市基地跡地利用に関する提案書 提出の件

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はなにかとご指導いただき ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて 予てよりご下命のありました 朝霞市基地跡地利用計画の策定に関し 市民懇談会として 鋭意検討致してまいりましたが このほど 市民懇談会の総意としての 利用計画を策定するに至りました。よって 「基地跡地利用に関する 市民懇談会から7つの提案」として 利用に関する提案書を提出いたします。朝霞市の中心にあたる この基地跡地の活用は 朝霞市民の長年の願いであること ご勘案いただき 本計画が実現できますようご尽力賜りたく御願い申し上げます。

敬具

添付資料 1 富永靖徳 氏 作成 意見書  
2 田代嘉男 氏 作成 意見書

基地跡地利用に関する 市民懇談会から7つの提案

基本構想 全体を みどりの公園 として活用し 既存の樹木は出来る限り保存して 自然豊かで生態系と共存を図れる 公園を実現する。朝霞市が第4次総合振興計画に示す「水と緑に満ちた やすらぎと 生きがいのあるまち 朝霞」のシンボルとなる存在を目指し 美しい街朝霞 を創造するための発信拠点と 位置付ける。市民が積極的に公園の 企画・運営・維持に係わり 世代を超えて集える 公園を実現する。

(基地跡地の基本理念(1) まちの中心 シンボルとなること)

提案の1 まちの中心 シンボルとしての存在でありたい

- (1) 60年間にわたり失われた朝霞の中心部の19.4haが ようやく変換される見込みとなった。この基地跡地の利用は まさに朝霞の中心の再生であり 朝霞市民の長年の宿願である。
- (2) この広大な基地跡地は 朝霞駅や国道254号線に隣接し みどり豊かな空間と 公共施設群が固まって存在するエリアで 防災対策上も有効であり まさに朝霞の誇る財産であり シンボルとなる公園を実現することが出来る。
- (3) 県や市の運営する高齢者施設 陸上競技場 野球場 体育館 図書館 コミュニティセンター 等 既存の施設に加えて 今回利用計画の跡地に 自然の豊かな 市民の公園としての空間を実現し 多世代の朝霞市民が集い 交流し 明日の活力を充填する 朝霞市民の 心と身体 の健康の源としての存在を実現する。

提案の2 一生を通じて市民が深く係わり合いを持てる場でありたい

- (1) 広場やプレイパークを設置して 朝霞の未来を担う子供達の創造力や人間性を育む空間としたい。楽しそうに のびのびと 遊び学ぶ子供達が居れば そこには両親の姿があろう さらに祖父母の姿もあろう 近隣からの参加も予想される。即ち 広場やプレイパークを基点として市民が世代を超えて集い 交流をする場が実現できる。
- (2) 遊歩道を設置したい。公園は遊歩道を含め バリアフリーとして

高齢者や障害のある人も利用し易い空間としたい。

(基地跡地の基本理念 (2) 豊かな環境資源を生かし かつ 歴史をつたえること)

提案の3 なによりも自然豊かな武蔵野を感じさせる空間でありたい

- (1) 戦後60年の歳月を経て育った 今ある樹林を出来る限り残したい。  
この樹林は 野鳥や小動物の生息する空間でもあり まさに自然との共生 生態系の維持 そのものである。こうした野鳥や小動物や植物との共存の図れる空間を残すことは 自然を大切にする朝霞の風土を 子々孫々に伝える教育の場であり 将来へのメッセージである。
- (2) ヒートアイランド現象の軽減効果 保水機能を加味して 緑の環境を保存し 十分に生かしたい。緑は空気の浄化機能もあり周辺環境を良好に維持する。
- (3) 現状を生かしつつ 武蔵野林の再生を目指し 樹木の構成などを検討していく方向で考えたい。

提案の4 基地跡地であった記録を留め後世に伝える場でありたい

- (1) 例えば カマボコ兵舎のレプリカ等を作って 跡地に設置して 朝霞に米軍基地が存在したことを記録に残したい。
- (2) 中央公民館内に 朝霞の歴史展示室をつくり 昭和初期以降の朝霞の歴史を記録すると共に 旧日本軍の また戦後は米軍の基地であった記録を残したい。

(基地跡地の基本理念 (3) 周辺の公共施設との連携及び 公共施設の有効活用に配慮すること)

提案の5 周辺施設との調和に配慮し周辺の土地利用との一体的な計画を考え その実現を目指したい

- (1) 多目的広場を設置して 市民の誰でもが 集い 交流できる 空間を持つことにより 既存の 野球場 陸上競技場 サッカー場 テニスコート などのスポーツ施設の機能を補完し(高齢者 障害のある人も自由に活用できる空間) 真に市民の誰でもが 世代を超えて 集い 交流 できる場としたい。
- (2) 図書館北側の樹林は貴重な存在であり 緑陰図書苑や森林浴の場として活用したい。

提案の6 災害時に防災拠点として利用したい

- ( 1 ) 既に整備された広大な用地と共に 災害時の避難場所として有効である。
- ( 2 ) 生活用水は 公園内に貯水槽(雨水貯水槽含む)を設置して 常時その水を利用することで(流れをつくる)水質の悪化を防止し非常時の飲料水 生活用水とする。また跡地とその周辺の水脈を活用して 井戸或いは池の設置(専門家の調査必要)も検討したい。
- ( 3 ) 周辺施設の 野球場 陸上競技場と共に 今回利用予定地に設置する広場 並びに樹林は 市民の避難場所として有効であると同時に救急ヘリポートとしても利用できると考えられる。また今回利用予定の跡地には 市役所(災害対策本部)消防署が隣接しており 救急活動の拠点として適している。但し 対策本部にふさわしい建物(耐震 耐火)とする必要がある。

(基地跡地の基本理念 (4) 経済 財政のめんで実現性の高い計画を目指すこと)

提案の7 市民満足度の高い基地跡地の経営を行う

- ( 1 ) 仮称 朝霞市民公園運営委員会を組織する。運営委員は行政と市民から編成し 市民委員は原則として公募とする。公園の維持管理のために市民ボランティアを募り 市民の力と知恵を活用する。  
公園運営委員は
  - 1 公園の運営と活用に関する事項を担当する。
  - 2 樹木の扱いに長けた人材(例えば 森林サポーター)の協力を得て 公園整備計画を作成し その計画に沿って活動する。
  - 3 必要に応じて専門部会を設置することを検討する。
  - 4 公園の運営に当たっては 自治会 小・中・高校の先生・PTA 商店会 朝霞市環境市民会議 等に積極的な協力を要請する。
- ( 2 ) 基地跡地の購入資金 初期整備資金 継続して発生するメンテナンス費用のための資金調達を検討する必要がある。
  - 1 跡地の購入費用や整備費用は巨額となることが予想される。  
これを全て税金で賄うとなれば その影響は大きく 負担増を吸収するため 市民サービスに影響がでる可能性が大きいことも認識し 自助努力することも重要である。
  - 2 運営管理費用については 税による負担(財政支出)だけでなく他の資金調達の可能性も検討しなければならない。  
例えば コミュニティ財団の設立 まち創りファンドの活用等

( 4 - 4 )

があるが いずれにしても 実現性のある資金調達の提案が必要である。

運営費用については 無駄なく活用するため 経験者の知恵 近隣類似施設の経験を調査する必要がある。

( 3 ) 国・県・市への要請

- 1 国への要請 基地跡地内の安全性の確保 即ち 地下埋設物の撤去 土壌の安全性確保には 専門家による調査と結果の確認を要請する。  
安全性確認後 市民による環境調査を実施したい。  
また これらに係る費用は全て国の負担であることも確認しておくことを要請する。
- 2 県への要請 県内の基地跡地公園は 県立公園であるケースがほとんどである。従って今回利用計画の基地跡地も 県立公園とする可能性の検討。  
また 朝霞市が取得する場合の 財政支援につき特段の配慮を要請したい。
- 3 市への要請 諸ファンドの活用 諸補助金の活用 公園建設に関する諸優遇制度の調査 活用など創意工夫により市財政にかかる負荷軽減のための方策の検討を要請する。

( 4 ) 懇談会としての存在意義を高め 有効な力を発揮できるのは この項 即ち「市民満足度の高い経営を実現すること」である。

いずれにしても この公園の主役は市民であり 市民自らが知恵をだし 汗をかき 資金を集めるなどの自助努力を積み上げて 市民による 市民のための公園 を実現する決意が必要である。

以上

追記 要望事項

第4次総合振興計画策定に係る市民の意識調査によると 調査対象の37.8%が医療施設(病院)の建設を希望しています。

朝霞市に市民病院を設置することも朝霞市民の大いなる願いであることをご認識願ひその実現に向けてご尽力いただくよう御願ひ致します。

## <添付書類>

以下の書面を「補足」として添付することが、市民懇談会で承認された。

富永靖徳

### (0) 市民懇談会の経過の確認(概略)

市民懇談会の発足

基地跡地の見学会

公務員宿舍問題の発生により、市民懇談会は一時混乱したが、運営委員会の設置等により、段階的に市民主導の運営に沈静化していった。

\* 国からの要求: 基地跡地中心部分の 15 ha に 3000 戸の建設の打診。  
市長から策定委員会へ利用計画案の早期提出の要請があった。

\* 市長が国との交渉材料のために必要との要請。  
策定委員会と市民懇談会の合同ワーキングの開催

策定委員会より、「中間報告」の提出

\* 市長に中間報告として答申

市長の市議会への報告

\* 国からの要請: 周辺の 3 ha に 1000 戸の建設の打診

\* 市長: 公務員宿舍建設については白紙であるとの回答

市民懇談会のまとめの議論

策定委員会からまとめの骨子の提出

市民懇談会のまとめの提出

### (1) これまでの市民懇談会作業結果の確認(概略と要点)

合同ワーキングへ市民懇談会の作業結果の中間報告

グループ作業(6グループ)の結果、6案が検討されたが、共通項としてはひとつにまとまった。

#### 【市民懇談会メンバーの想いは・・・】

《公園関係》	《福祉関連》	《各種設備》
みどりの公園	63.5	福祉のために 7.5
総合振興計画	6.0	病院・火葬場等 6.5
総合公園方式	17.5	
集う場所に	35.0	
公園効果	9.0	
防災対応機能	35.0	
生物との共生	7.5	
基地跡地の歴史	9.0	
(合計)	182.5	7.5
		6.5



グループ作業で、さらにイメージをつかむ作業をおこなった。  
イメージが出そろったところで、全体討議に戻して、それぞれの必要性について議論をした。

策定委員会の中間報告に沿ったまとめの議論

策定委員会のまとめの骨子をうけて、最終的なまとめの議論を行った

## (2) 現状の分析

策定委員会の中間報告には、市民懇談会からの要請が相当に取り入れられた。つまり、15 ha の公務員宿舎建設、医療施設、商業施設の建設等、策定委員会での広範な議論の中で、少なくとも中央部分の 16.4 ha は「みどりの公園」として確保できた。この中間報告は、市民懇談会の要望を取り入れた案として、大きな前進である。ただし、策定委員会の中間報告では、周辺部の 3 ha については具体的な提案がないので、市民懇談会としては、この部分に関しても、具体的な提案をする必要があると考えた。

### 策定委員会からの中間報告の要点

#### 【基地跡地の基本理念】

- 1) まちの中心、シンボルとなること  
朝霞のまちを生き活きとした空間に変える
- 2) 豊かな環境資源を活かす、歴史を伝えること  
武蔵野の原風景を未来に伝える
- 3) 周辺の公共施設との連携  
教育施設、公園、市の行政・文化・福祉施設等々がすでにある  
貴重な市民の財産 55 ha 219 億円 (1 中を除く)
- 4) 16.4 ha の中核とする  
経済・財政の面で実現性の高い計画を目指す  
長期的な視点と計画の実現性とのバランス 合理的な計画

#### 【基地跡地利用計画の策定】

- 1) 策定委員会及び市民懇談会は、基地跡地全体 (約 19.4 ha) の一括購入を希望するが、まず、16.4 ha を市が取得するシナリオを描くことを第一の目標とする。
- 2) 策定時期 ==> H 1 9 年 3 月を目処に検討  
市民懇談会への要請

(ア) 基本方針に則した計画内容の検討

基本方針に則した具体的な計画内容について、市民のだれもが納得できる創意に満ちた検討を要請する。

(イ) 市民が積極的に運営に関わる可能性の検討

施設整備後の維持経費の低減とより良いサービスの提供には、市民の施設運営への参加も有力な方策である。市民の共有財産として自ら経営に参加することで身近な充実感を味わえる機会としたい。

(3) 市民懇談会の役割

**市民懇談会が、策定委員会の要請にどのように応えていくか**

公務員宿舍反対、19.4 ha 一括購入という、「題目」だけでは説得力に欠ける。結果として19.4 ha の利用計画案を作成する。まずは、16.4 ha の利用計画について説得力のある案を提示し、16.4 ha の利用計画、および、朝霞のまちづくりとの連携の中で、周辺部の3 ha が決して飛び地ではなく、計画案に必須の場所であることを具体的に示す。

市民懇談会での第6グループの案（基本的に手を加えないで既存のものを最大限残す計画案）は、一面では魅力的な内容であるが、国への説得力には欠ける。つまり、国へ利用案を示す場合に、当面「何もしない」というのはなかなか理解されないし、また、朝霞市民に対しても「何もしない」というのでは説明は苦しい。段階的に整備するとしても、最終的にビジョンを示す必要がある。

市民懇談会としては、16.4 ha を「みどりの公園」として利用する具体的展望を示した上で、周辺部の3 ha の利用法について、創意満ちた説得力のある案を検討する。

底流に流れている財政問題への対策と、市民が一年を通して常時集う場所（へそ）を作るという理念を実現するには、なんらかの方法で市民参画の方策を考えておく。また、市民が参画することによって、朝霞のシンボリックな存在に成長させていくことが必要である。

埼玉県に対しても財政的な援助の要請を具体的に行う。

(4) 市民懇談会のレポートの作成

**以下に市民懇談会の意見のまとめを記載する**

**以下では、適宜、添付の航空写真を参照する**

添付の基地跡地航空写真：

緑の部分：中央部分 16.4 ha

青の部分：周辺部分 3 ha

赤の部分：これまでの基地跡地返還部分、これらを取り巻く既存施設。これらとの連携を考えると、赤で囲った範囲になる。  
教育施設（朝霞第一中・第四中・第八小、県立朝霞西高）、  
公園（青葉台公園、朝霞中央公園、広沢の池）、  
市の行政・文化・コミュニティ・福祉施設（図書館、中央公民館、朝光苑、市役所）、  
県の施設（保健所、向陽園）、国の施設等（税務署、郵便局）  
紫の部分：基地跡地利用計画と連動して、今後の朝霞の「まちづくり」の際、活性化をはかる必要があると思われる部分

### <跡地利用案の基本的な考え方>

各地の公園面積についての国土交通省の平成15年度統計によると、政令指定都市を除く全国平均の一人当たり公園面積は9.3㎡/人である。また、政令指定都市を含めた全国平均は8.5㎡/人である。埼玉県は一人当たり6.0㎡/人で東京都よりも悪くワースト4である。朝霞市に県営公園はなく、都市公園は全て朝霞市営である。

平成18年3月31日現在、朝霞市の公園面積は27.16haで人口割では2.17㎡/人となる。これは全国平均の約23%（25.5%）、ワースト4である埼玉県の平均値に対しても1/3強にしかあたらない。つまり、朝霞市では公園が絶対的に不足していることを表している。朝霞市の住環境を整えるためには公園の増設が不可欠である。（注：（）内は政令指定都市を含めた数値）

基地跡地の19.4haのうち、中心部の16.4haを公園にすると朝霞市の公園面積は43.56haとなり、人口割では約3.5㎡/人となるが、それでも全国平均の約37%（41%）、県平均の約58%にしかない。

以上の事を考慮すると、基地跡地は基本的にみどりの公園として利用するのが適当であると考えられる。

国土交通省の都市公園についての見解のまとめ（インターネットのウェブサイトから概要を引用）。市民懇談会の利用計画案はこの国策と整合性のとれたものとして提案される必要がある。

### >> 都市公園の役割 <<

都市公園をはじめとする緑とオープンスペースは、都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与する。

### **良好な都市環境の提供**

- (a)地球温暖化の防止
- (b)ヒートアイランド現象の緩和
- (c)生物多様性の保全

これらの、良好な都市環境の提供は、我が国の国家的な政策課題です。この課題の解決には、都市公園等の整備、緑地の保全、緑化の推進による都市における緑とオープンスペースのネットワークの確保が必要です。

### **都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守る**

震災・大火の危険性が高い密集市街地は、東京都・大阪府などを中心に全国で約 25,000ha 存在しています。このような地区では、震災時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点となる防災公園の整備が急務となっています。

### **市民の活動の場、憩いの場を形成する**

緑とオープンスペースは、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となっています。また、これからは公園の整備・管理や緑化活動へ、より一層市民が参加することが期待されます。

### **豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠**

中心市街地のにぎわいの場となる公園・広場の整備や、地域の歴史的・自然的資源を活用した観光振興の拠点の形成などの、地域間の交流・連携の拠点となる緑とオープンスペースの確保は、快適で個性豊かな地域づくりに必要不可欠です。

市民懇談会は、策定委員会の中間報告の内容、上述の市民懇談会の基本的な考え方、および、国土交通省の見解に基づき、朝霞基地跡地全体の利用計画案について、以下の通り提案をする。

## **(あ) 中心部 16.4 ha に関する計画案に盛り込むユニット**

### **まちの中心、シンボル**

跡地周辺は、市役所、郵便局、野球場、サッカー場、青葉台中央公園、その他福祉施設、教育施設等々が集中しており、物理的にすでにまちの中心になっている。このまちの中心部に、みどりとオープンスペースを確保することは、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、文化活動等、多様な活動の拠点とするこ

とができる。さらに、市民参画によって、樹木や広場の整備・管理に関する適切な方策を編み出すことができれば、公園が自分たちのものであるという意識を共有することができる。こうなれば、単なるまちの中心だけでなく、意識の上でも、朝霞市民のシンボルとすることができる。

#### 豊かな環境資源

基地跡地の中心となる 16.4 ha のかなりの部分については、当面は、既存樹木を残し、順次在来種を中心に植栽を増やしていく。最終的には武蔵野の雑木林の形をもとにした、豊かな自然公園とする。公園内の樹木を保全・維持管理することにより、市民の憩いの場だけでなく、朝霞市のヒートアイランド現象の緩和にも寄与することができる。また、一部分を立ち入り禁止区域にして、野鳥のサンクチュアリを設け、自然観察の場所とする。みどりを積極的に保全することは、生物多様性に対する配慮にもなる。

#### 歴史を伝える

この基地跡地の返還については、後世に伝えるべき事柄が多くある。現存の建物の一部を改修することにより、この跡地のたどった歴史を展示することを考えたい。また、この建物をビジターセンターのような形で、有効利用することも考えられる。

#### 多目的広場

市民がいつでも集えるためには、広場が必要である。樹木に囲まれた広場は、それだけで落ち着くものであるが、できるだけ多目的に利用できるように工夫が必要である。例えば、移動式の野外ステージ、少々乱暴に利用してもよいように工夫したわんぱく広場、指導者に管理されたプレーパーク、管理されたバーベキュースペース等、広い範囲の年齢層が、いつでも集えるような、多目的広場が必要である。

#### 防災拠点

跡地の広場を防災の拠点にするだけでなく、周辺の教育施設（朝霞第一中・第四中・第八小、県立朝霞西高）も一連の防災拠点に組み入れる。また、サッカー場、野球場も、緊急の仮設住宅の建設用地としてあらかじめ防災計画に組み込んでおく。添付の跡地写真の赤で囲んだ部分を見ると、防災拠点として連携して利用できることがわかる。

#### 池について

中央部分の 16.4 ha の一部分に池を作るかどうかについては、今後、専門家の意見を参考にして検討することが必要である。特に、地下水の状況の調査が不可欠である。地下水の状況によって、跡地に池をつくることが可能であるならば、この池に防災機能としての側面も考慮した池を

つくることは跡地の有効利用になる。また、野鳥のサンクチュアリを考える時には、何らかの形で池が必要になってくるので、専門家による検討を提案する。

#### 既存施設との連携

既存施設との連携を考える場合、防災については上述した通りである。みどりの公園としての利用としては、まず、青葉台中央公園とは一体化することが必要である。また、サッカー場に隣接した「広沢の池」まで、全体の計画に含めるとよい。本来、朝霞市周辺は湧き水の多いところであるので、地下水や湧き水等、水の流れを十分に考慮して、朝霞の自然環境に即した計画案にすることが肝心である。みどりの公園の整備とともに、周辺の公共施設、図書館、コミュニティーセンター、運動場、福祉施設等を更に、使い勝手をよくすることによる相乗効果として、いつでも、楽しく人が集う環境を整備できるようにしたい。そのためには、添付の航空写真の赤で囲んだ部分全体としての人の流れを考える必要がある。人の流れを十分に考慮した道路の配置、自動車の規制等についての配慮が必要である。特に、駐車場の配置等については、公園の樹木に対する影響を考えると、後述する周辺の3 haに場所に設置することが望ましい。また、この駐車場は、他の公共施設や駅前の商店街の活性化との関連に対する配慮も必要である。

#### イベントについての配慮

周辺の公共施設でのイベント、跡地公園での野外イベント、朝霞市主催のイベント等、相互に連携をして実施することが望まれる。朝霞市の大きなイベントである「彩夏祭」についても、中央の道路や周辺道路での踊りだけでなく、公園内の野外ステージでの催しも連動して企画すると、にぎやかになる。中央の道路や周辺道路での踊りに関しても、道路の周辺にみどりの樹木があることにより、夏の暑さが軽減され、気持ちよく踊れるのではないかと思われる。このような観点から、公園だけでなく周辺施設の回りにも、できるだけ多くの樹木を植栽することが必要である。

### (い) 周辺部3 haに関する計画案に盛り込むユニット

策定委員会の中間報告の内容、市民懇談会の基本的な考え方、および国土交通省の見解とをつきあわせて、跡地の周辺部3 haの利用案について、以下のような利用案を提案する。以下では、航空写真で青い線で囲った3 haを

図書館裏の領域      A領域      1.7 ha

市役所隣の領域 B領域 0.4 ha

税務署西の領域 C領域 0.9 ha

に分けて、それぞれについて利用案を提案する

**この提案をするにあたっては、添付の航空写真を眺めることにより、この周辺部 3 ha が決して「飛び地」ではない状況になっていることから、16.4 ha の利用と整合性のある利用法が適切であると考えた。**

C領域（税務署西の0.9 ha）

中央部分 16.4 ha に防災拠点としての機能を持たせることを述べたが、このC領域場所には、災害時の防災機能を補強する目的と、平常時の市民の救急医療のために、最低限の救急医療センター等の医療施設の建設が望まれる。また、区域内に消防署の訓練場所や防災の訓練場所としての施設の整備も考えられる。ただし、この施設の部分は最小限にし、大部分を駐車場として活用することを提案する。また、この駐車場には可能なかぎり排気ガスに強い樹木を植栽することが望ましい。

B領域（市役所隣0.4 ha）

この場所は、駐車場としての利用が望まれる。すでに述べたように、基地跡地の利用は、朝霞のまちづくりと密接に関係している。特に、朝霞のまちを活性化するには、航空写真の紫の部分の駅前商店街の活性化が不可欠である。この駐車場を公園利用者だけでなく、商店街の利用者のための駐車場としても活用することによって、跡地利用との相乗効果を期待したい。例えば、平日には駅前商店街に来る市民の車は時間を限って無料にするとか、いろいろは方策が考えられる。

A領域（図書館裏の1.7 haの雑木林）

本来の雑木林は、間伐等によりもっと手入れの行き届いたものであるが、それでも、この領域は、朝霞市内では希少なまとまった平地林である。この1.7 haの場所は、かねてから緑陰図書館の計画があるので、まずは、図書館裏の一部の林を間伐して、緑陰図書館としての利用を提案する。

A領域において緑陰図書館以外の部分については、2つの案を提案したい

基本的な考えでも述べたように、朝霞には公園の面積が絶対的に不足しているので、できるだけ多くの場所を公園として購入していただきたい。利用法としては、ボーイスカウト等のキャンプの訓練場、プレイパーク、ツリークライミング等、雑木林と共存できる形での利用形態が考えられる。これらの利用法で自然と触れ合うことを通じて、青少年の健全な育成が期待される。ただし、16.4 haに加えて、この場

所も雑木林として整備・維持するには、財政の問題や市民参画のキャパシティー等を十分に考慮し、国に対して説得力のある計画案にする必要がある

中心部の 16.4 ha の公園緑地として利用するに際して、周辺施設との関連も考慮すると、どうしても駐車場対策が必要である。しかし、駐車場を公園緑地内に設置することは、公園の環境の面からいって、できるだけ避けたい。この観点から、この場所を、最低限の樹木を残したうえで、B 領域と同様に駐車場として整備し、駅前商店街の活性化との連動において利用できるようにする。このような利用法によって、駅前商店街の活性化と公園利用との相乗効果を期待することができる。ここでも、平日には駅前商店街に来る市民の車は時間を限って無料にするとか、いろいろは方策が考えられる。

最後に、市民懇談会としては、これら 3 ha の場所に高層建造物を建設しないよう希望する。添付の航空写真で赤い線で囲った部分が周辺の既存施設を全体になるが、この地図を見るかぎり、青の線で囲った該当部分に高層建造物が配置されるのは、景観上も機能上も、誰が見てもいかにも不自然である。つまり、この青い線で囲った部分に、高層建造物を建設する必然性はない。これら 3 ha の場所は、あくまで基地跡地の公園としての利用と朝霞のまちづくりの一貫として、朝霞市が購入して利用することを希望する。

#### (う) 埼玉県への財政的な援助要請について

これまでの多くの基地跡地は県営公園として利用されてきた。朝霞市には、現在、県営公園に相当する場所はないので、今回の基地跡地計画において、財政的な観点から、県にはなんらかの形で財政的な援助をお願いしたい。具体的には、周辺部の 3 ha の購入額に相当する中央部の公園部分を、県からの財政負担でまかなっていただくことを希望する。中央部の一部を、県の管理公園として購入・整備していただくと、朝霞市としては、周辺部の 3 ha も国から購入する計画を立てることが可能になってくる。航空写真で赤で囲った部分を、全体として整合性のある形に整備するために、県の援助を是非ともお願いしたい。

#### (え) 市民参画について

この跡地利用計画の『最大の課題』は、市民が一年を通して常時集う場所(へそ)作りであり、あわせて、財政の困難をどのように切り抜けるか、である。これらを解決するひとつの案として、何らかの形で、市民



参加を具体的に考える必要がある。財政的な側面から、朝霞市在住の個人・法人・団体と行政の協働の体制を模索することが必要である。

基地跡地利用計画策定への市民参加の案の基本的な考え方は、

>> 『いつでも市民が集う場所（へそ）＝広場』を設ける。<<  
つまり、

a) 跡地を平常時及び災害時共、多くの市民が集まれる場所とする。

b) ここに日々市民が集まり・日々利用するにはどうすれば良いか？  
を検討することになる。

なぜこのような形が必要かといえば、

>>市民参加のメリットは<<

さまざまな要望がかなり実現出来、多くの市民の満足が得られる。

市内の遠近を問わず、多数の市民が建設と維持活動に参加出来る。

参加団体での支弁、寄付およびボランティア活動が期待可能となる。

これらの自主活動により、建設費・維持費の大幅削減が期待できる。

さらに、国内外へのユニークさのアピールと評価が大いに期待される。

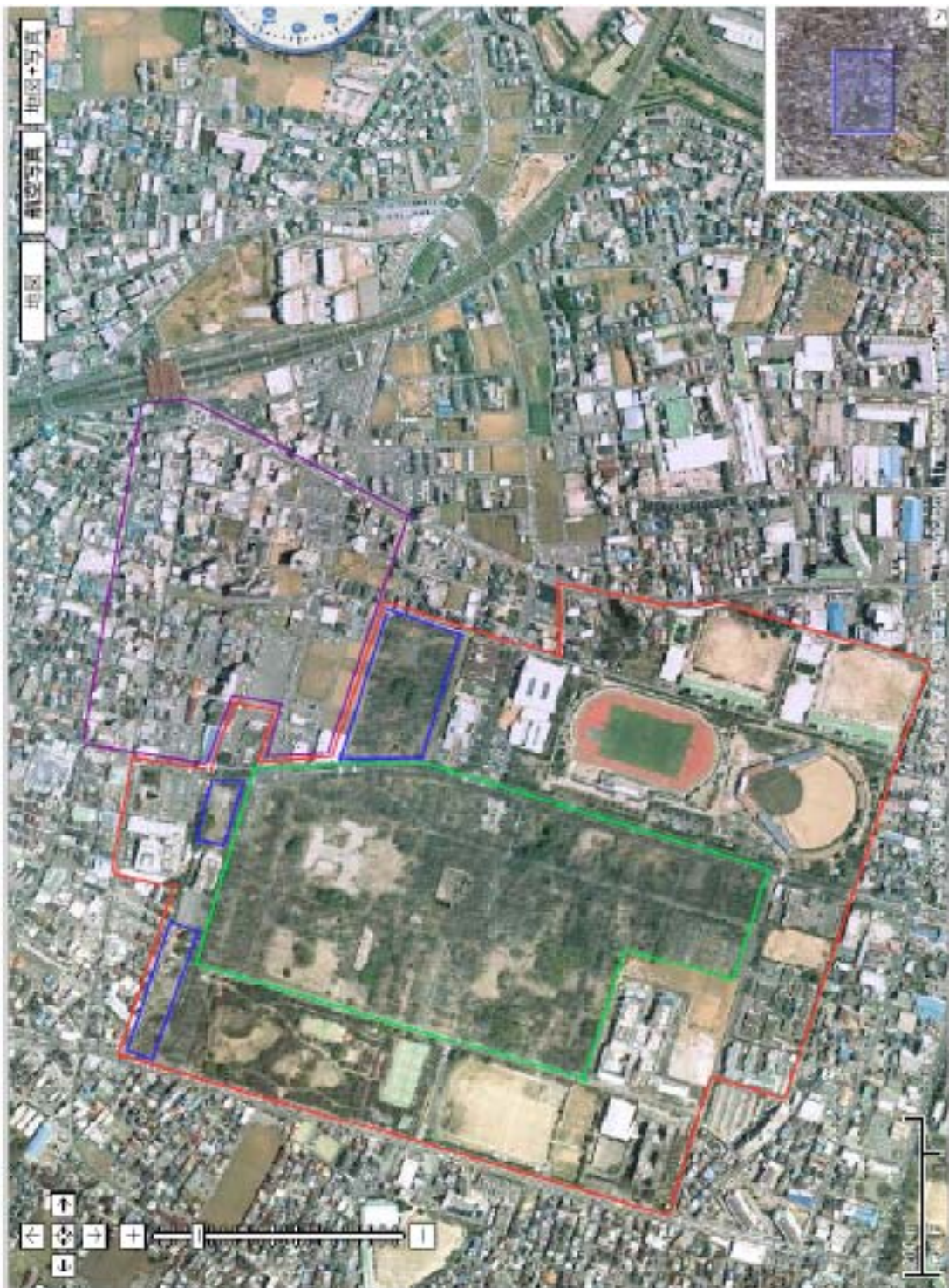
これらの利用計画案が朝霞市民に理解され、実行されると、跡地公園の存在は、間違いなく朝霞の誇りになり、シンボルとして定着するだろうと考えられる。

この市民参画の方式が多くの朝霞市民に理解され支持されて、円滑に運用されるためには、添付の地図の赤い線で囲まれた部分が全体として有機的に機能することが絶対条件である。赤い線で囲まれた領域の全体が、朝霞の杜（仮称）とか、朝霞みどりの杜（仮称）とかいう形で、公園としても景観としても後世に誇れるようなものでなくては、理解が得られないであろう。特に、3 ha の場所に高層建築物を建設してしまうと、その周辺は利便性の故に高層建築物で埋まってしまう可能性がある。これでは、赤い線で囲まれた部分の全体としての景観は、市民として納得のいかないものでなるであろう。市民参画の絶対条件として、この部分の景観に対する配慮が不可欠の要件である。

#### (お) その他

跡地の利用計画の主要な目的が、「市民が一年を通して常時集う場所（へそ）作り」であるとする、当然、周辺に人があふれることにな

る。そこで、添付の写真に記載した、紫の区域の商業地区の活性化が伴うと、相乗効果として、公園の利用の実が上がると考えられる。市民懇談会の直接の射程外ではあるが、朝霞の「まちづくり」として、今後、連動した活性化計画が推進されることが望まれる。このまちの活性化と 16.4 ha の公園緑地としての利用法との接点で、市民の納得できる周辺部の 3 ha の利用法を、さらに検討することが望まれる。



## 市民懇談会が作成した朝霞市基地跡地利用に関する提案書について 意見と要望

田代嘉男

公園が少ない。そのため、基地跡地の中心部（16.4ha）については防災対策に配慮した公園として利用することには賛成です。今後の対策として公園緑地公社等を設置して、地域に子どもの公園・広場を目標を決めて計画的に整備をしてください。住んでいる場所からいつでも歩いて行ける小規模な公園・広場（プレーパークのような）があれば、親も安心して遊ばせることができます。そのためにも相続財産の土地、私立学校、工場、商業施設等の跡地を迅速に購入できるシステムを作ってください。

しかし、残りの周辺部（3ha）については「まちおこし」の視点と国家公務員住宅建設受け入れ案の対抗案としても、地域の活性化の一環として朝霞駅周辺の「にぎわい」につなげて将来の財政に少しでも寄与できるよう利用計画を希望します。

米軍基地として利用されていた当時は「日本の上海」といわれ、基地のまち朝霞のイメージはいまだに良いとはいえない。また、未だに、毎年暴風雨があるたびに床下浸水や道路の冠水があるのは納得が行きません。朝霞市のイメージをより高めるためにも好感度の高い知名度の向上を図る対策が必要であると思います。ただし、集合住宅や大規模な商業施設等は景観上等の理由で反対です。

### 1 まちの「にぎわい」は達成されたのですか

第3次総合振興計画の将来都市像に「にぎわい」が記載されていたが、第4次総合振興計画では削除されています。「にぎわい」は達成されたのですか。特に朝霞駅北口、南口共商店街の空き店舗は増加しています。市内の人は志木駅や和光駅の商店街へ飲食、買い物に出かけても、市外の方は朝霞駅には来てはくれません。急行も停車しません。将来に向けて集客力を高めるアイデアが必要です。来年から再来年の完成を目指して朝霞駅北口、南口の地下駐輪場と駅前広場の整備がすすめられています。他の駅前広場と差別化するためにバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインを目標に公衆トイレの整備も計画しています。せっかく駅前広場が整備されても宝の持ち腐れとなる恐れがあります。

2 財政問題を避けることは今後の行政サービスの水準と税負担との選択の問題となり、声の小さい、声も出せないハンデを抱えた市民にしわ寄せがくることを意味します。

中間報告書の中で策定委員会は市に対して、財源確保のシナリオ作成と国家公務員住宅の建設の是非の検討を要請しています。国家公務員住宅の建設の是非の問題は財政問題でもあります。財政問題については市民にわかりやすい財政状況の説明と財源対策および将来の財政計画のシナリオの作成を速やかに市民へ公表する義務があります。財政問題とは行政サービスの水準と住民及び法人の負担（税金、公的保険料、各種手数料、利用者負担金等）の問題でもあります。借金を現在より増やすことは次世代の人への納得できる説明も必要です。

現在の長期債務（平成18年度末推定、退職金を含むが、特別会計の赤字分と第三セクターの借金及び第三セクターへの出資金等は算入していない）は350億円、毎年度返済額は20億円から30億円（普通会計予算総額の約7%）である。

なお、この試算は現在、平成17年度のバランスシートおよび行政コスト計算書が公表されていないので、あくまでも推定である。

基地跡地（19.4ha）をすべて公園用地としても140億円の借金（整備費は算入していない）ならびに10年返済の場合で14億円の返済額（利子は算入していない）が新たに追加されることになる。なお、この試算は現在、国から取得する際に算出する土地の時価が明示されていないので推定である。

3 今後は財政上の自立が強く求められます。

各市町村間では競争が始まっています。そのため、全ての分野で格差が広がってきます。競争を拒否するとしたら、全ての分野で自給自足のスローライフを目指す覚悟が必要です。従来の増収対策（国からの補助金、滞納整理等）では競争に勝てません。「まちおこし」をして働く場を増やし活気ある「まち」にしなければ起業家や歓迎すべき企業も進出しません。そのために必要な事業を基盤整備するのであれば借金が増えたとしても、次世代の人は納得できると思います。

基地跡地（3ha）について、公園および県立、市立公共施設以外の用途に利用すると取得費の負担が増加する場合があります。しかし、「中心市街地活性化法」等の「まちづくり三法」が活用できれば別途負担の軽減が図れると思います。

#### 4 周辺部（3 ha）利用計画のランドデザインについて

（基地跡地の周辺地にある既存の公共施設の再編、再配置を含む）

##### （1）行政サービス上緊急および効率化のために必要な公共施設の整備

市庁舎の立替

（耐震、防災対策の整備、行政文書及び資料等の保存庫の整備、教職員研修センターの整備、男女平等（共同参画）推進センターの整備、駐車場の拡張整備）

中央公民館、コミュニティセンター、中央図書館の立替時に複合施設として整備

（中央児童館の追加整備、駐車場の拡張整備、雑木林のある庭園の追加整備）  
朝霞消防署の移転整備（消防等の訓練所の追加整備、災害時にも対応）  
救急医療機関の整備

（人口30万人を対象とする中核医療機関と位置付け近隣四市と共同運営、災害時にも対応。特に二次高度専門医療機関、在宅医療のバックアップとして脳神経外科、循環器科、精神科、小児科、産婦人科を担当。休日および夜間にも対応。

##### （2）市外からの集客力の増強対策に必要な整備

広域行政施設（国及び県等の事務所、施設の誘致）

ハローワークおよび朝霞県税事務所の移転整備

社会保険事務所

年金相談所

消費生活支援センター

環境管理事務所

児童相談所

発達障害センター（特別支援コーディネーターの配置）

障害者自立・交流支援センター、自助グループ支援センター

総合リハビリセンター

（主として障害者を対象。しかし、一般にも開放し救急医療センターとして休日、夜間にも対応する。

地域創造センター。職業能力開発センター。NPO・ボランティアサポートセンター。

留意点\* 移転後の跡地は「こどもの広場」、「高齢者および障害者等のグループホーム」用地として活用する

留意点\* 地方行政サービスについては、優先順位があると思います。

直接生死に関すること

災害対策（交通事故を含む）、疾病対策、犯罪対策、

人権、人道上に関すること

生活保護対策、障害者等ハンデを有する人・その家族への支援対策、  
間接的に身体、精神を脅かすこと

環境対策、児童・育児対策ただし、復元することが困難なものを優先

憲法で保障している文化的生活の最低限の保障

生涯学習対策（学校教育を含む）

（３）地域経済活性化対策につながる施設

起業・創業（営利、非営利を問わない）支援センターの整備

（各種専門家を配置して情報の提供、異業種交流の場とする）

バザール広場

（平日は駐車場として利用土、日曜日等休日は仮設テントを設置して、  
東北・上信越の市町村の観光、物産展を開催しアンテナショップと  
しても活用。優良県産品販売センターは常設する。小規模の物流倉  
庫の整備）

（４）市のイメージおよび知名度の向上につながる施設

各種記念館の誘致

各種研究施設の誘致

留意点＊整備にあたっては構造改革特区制度の活用及びPFI制度の活用を  
図る

５．その他

（１）一般の市民は、朝霞基地跡地（19.4ha）を全部公園として利用するのであれば、借金で140億円以上を投入する以上は、ハンデを有する市民誰もが楽しめて利用できる普通の公園を望んでいると思います。無論、既存の樹木をできるだけ残す配慮は必要です。

普通の公園の中でどのようにしてユニークさを出すか。市民からアイデアと募金を募り、ベストワンよりオンリーワンを目指してはどうでしょうか。思い出ベンチ、メモリアルプレート、野外ステージ等の設置は市民からの募金で整備する。また、防災、災害時対策としてはベンチの下に非常用トイレ、地下に貯水タンクを設置する。そして是非車イスの人も散策できるようにしてください。

（２）災害時等に避難場所を確保しても、災害対策本部として指揮をする行政職員が耐震化未対策の市庁舎本館に閉じ込められたら、私達市民は避難よ



りも行政職員の救出活動をしなければなりません。そのため、市庁舎本館の耐震化対策の計画を同時に作成しなければ市民の不安は解消されません。

(3) 災害時等の医療の救急体制については市内に公立医療機関がないので、民間の医療機関からの協力が不可欠です。そのためには民間医療施設の耐震化に必要あれば市としても支援対策が必要です。

(4) 中心部及び周辺部について利用計画を作成する際は、中間報告書(案)のとり既存周辺公共施設の更新、再配置を含めた計画が必要です。

また、当面の利用計画と中長期の計画も必要です。

(5) 市への要望

土地の地質調査と調査結果の公表を速やかに行なってください。

財政問題については、市民にわかりやすい財政状況の説明と財政対策及び将来のシナリオを速やかに公表してください。

(6) 策定委員会への要望

委員の中に福祉、教育、防災、まちおこし(地域の活性化)等の専門家が欠如しています。速やかに補完対策をとってください。

市民懇談会からオブザーバーとして3名が参加していますが、議決権がありません。議決権のある正式な委員として選任をしてください。

(7) 市民懇談会への要望

市民懇談会として提案する利用計画書の中には少数意見及び要望事項も付記してください。

(8) 市民アンケートについて

実施にあたり、行政は財政状況、行政サービス、耐震対策、災害対策等の現状を市民に充分説明し、公表していたのでしょうか。



## 2 朝霞市基地跡地利用計画市民懇談会開催要綱

### 朝霞市基地跡地利用計画市民懇談会開催要綱

#### (目的)

第1条 朝霞市基地跡地利用計画策定委員会(以下「委員会」という。)は、朝霞市基地跡地地用計画の策定にあたり、広く市民の意見を聴くため、朝霞市基地跡地利用計画市民懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

#### (対象及び人数)

第2条 懇談会は、公募に応じた市内在住者が参加することができる。

2 懇談会は、別に定める会場の定員を限度とし、円滑な運営ができる人数とする。

#### (謝金等)

第3条 懇談会へ参加する者のうち、前条第1項に基づく参加者の謝金等は、無償とする。

#### (懇談会の開催)

第4条 懇談会は、委員会の協議進捗状況に応じて開催するものとする。

2 会議の開催方法及び時間並びに場所等については、別に定めるものとする。

#### (懇談会の役割)

第5条 懇談会は、利用計画案を委員会に提言する。なお、懇談会代表者は委員会にオブザーバーとして参加することができる。

#### (会議)

第6条 懇談会は、原則公開で行う。

#### (議事録の作成)

7条 懇談会の会議録は、懇談の要点を記した要点記録とする。

#### (庶務)

第8条 懇談会の庶務は、朝霞市企画財政部企画課が行う。

#### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成16年11月25日から施行する。

### 3 朝霞市基地跡地利用計画市民懇談会参加者名簿

朝霞市基地跡地利用計画市民懇談会参加者氏名			
金田 翔	梨元 泰	藤田 良行	大畑 敦
石山 禎一	三田 秀次郎	大石 紀子	小寺 洋安
土屋 純繪	肥後 実枝子	高橋 広伸	高橋 克安
鎌原 勝行	古谷 行雄	臼田 松寿	花井 幸男
橋本 厚生	高垣 和美	鳶田 英信	本間 健
蒲田 秀男	加納 ミエ子	菅原 善満	渡邊 誠
木村 静恵	田谷 英浩	粥川 佳子	和智 聡
木村 敏雄	岩垣 清文	渡部 昌宏	松戸 淳一
望月 正弘	松尾 和俊	関根 明	久保田 幹二
相良 ヌキ子	草柳 秀夫	栗本 廣	宮崎 博之
相良 謙一郎	山谷 真名	渡辺 潤一	田中 いく子
八巻 勝夫	元地 京子	土屋 和彦	関野 俊介
大塚 英幸	田川 浩子	嶽下 都	赤石 えり子
横井 泰夫	大塚 進	柏谷 智大	藤田 恵美子
西森 勝一	渡邊 彌	永峯 義雄	高橋 一夫
田代 嘉男	中村 善次郎	塚川 清	須田 義博
村田 とき子	清水 繁雄	木下 香	田中 将博
富永 靖徳	諏訪 秋彦	山口 浩	関戸 博樹
南雲 ひとみ	金子 晃巳	武田 法和	久保田 千紗子
坂田 薫	鈴木 賢一	渡辺 昌弘	久保 麻衣子
平 修久	清野 賢一	西沢 俊次	古川 利夫
河野 啓子	佐々木 ユリ子	藤井 則子	岡田 節子
中澤 敏彰	伊東 直樹	渡辺 源	田中 弘樹
佐藤 繁雄	櫻井 健雄	高野 薫	山田 利幸
米野 雅之	芳村 秀一	菅原 玉美	太田 佳代子
麦島 次子	竹原 貞子	大橋 輝吉	順不同、敬称略 途中辞退者含む
秋山 知律	池辺 ノブエ	田之岡 真澄	
佐藤 悦子	内田 達也	有山 知宏	
長戸 都子	三上 捷子	飯倉 昇明	
五十嵐 勉	大野 良夫	大西 克幸	

#### 4 朝霞市基地跡地利用計画市民懇談会検討経過

開催回数	開催日時	会場	議題
第1回	平成17年 10月17日(月) 19:00～21:25	朝霞市役所 別館5階 大会議室	(議題) 1 検討体制、委員会・懇談会等の役割、進め方 2 現地見学会の進め方
第2回	10月30日(日) 9:30～17:00	基地跡地	基地跡地見学会
第3回	12月19日(月) 19:05～21:10	朝霞市役所 別館5階 大会議室	(議題) 1 報告事項 2 第2回市民懇談会(基地跡地見学会) の概要報告
第4回	平成18年 2月1日(水) 19:05～21:00	朝霞市役所 別館5階 大会議室	(議題) 1 世話人会の報告をする 2 市民に基地跡地関係資料等の募集について説明する 3 参加者が少ないため市民懇談会から文書を出すことになった 4 グループに別れ基地跡地の将来の活動イメージを議論し発表した。
第5回	3月10日(金) 19:00～21:00	朝霞市中央公民館コミュニティセンター1階 集会室	(議題) 1 グループでの意見交換
第6回	4月10日(月) 19:00～21:20	朝霞市役所 別館5階 大会議室	(議題) 1 基地跡地の将来像について
第7回	4月26日(水) 19:00～21:10	朝霞市役所 別館5階 大会議室	(議題) 1 基地跡地の将来像について 2 市民懇談会の今後の進め方 3 全体スケジュールについて 4 グループ編成について 5 懇談会議長の選出

開催回数	開催日時	会場	議 題
第8回	5月10日(水) 19:05～21:10	朝霞市役所 別館5階 大会議室	(議題) 1 将来の基地跡地の利用イメージについて
第9回	5月22日(月) 19:05～21:40	朝霞市役所 別館5階 大会議室	(議題) 1 将来の基地跡地の利用イメージについて
第10回	6月12日(月) 19:10～21:20	朝霞市役所 別館5階 大会議室	(議題) 1 基地跡地利用構想案の作成に向けてのワークショップ
第11回	6月22日(木) 19:10～21:15	朝霞市役所 別館5階 大会議室	(議題) 1 基地跡地利用構想案の作成に向けてのワークショップ
第12回	7月10日(木) 19:05～21:20	朝霞市役所 別館5階 大会議室	(議題) 1 基地跡地利用構想案の作成に向けて、グループごとに意見交換し発表を行った。
第13回	8月1日(火) 19:10～21:20	朝霞市役所 別館5階 大会議室	(議題) 1.第14回基地跡地利用計画策定委員会の報告 2.基地跡地利用計画基本方針について意見交換 3.市防災計画について意見交換
第14回	9月12日(火) 19:10～21:10	朝霞市役所 別館5階 大会議室	(議題) 1. 国家公務員宿舎に関する国の申し入れについて 2. 策定委員会の中間報告について 3. 全体構想に向けての全体討議
第15回	10月10日(火) 19:00～21:00	朝霞市役所 別館5階 大会議室	(議題) 1. 策定委員会からの要請について 2. 全体構想に向けての全体討議
第16回	10月17日(火) 19:00～21:30	朝霞市中央公 民館・コミュニ ティセンター 1階ギャラリー	(議題) 1.全体構想に向けての全体討議
第17回	11月9日(木) 19:00～21:00	朝霞市中央公 民館・コミュニ ティセンター1階 集会室	(議題) 1. 懇談会提案の修正 2. 最終提案骨子案についての全体討議

## 5 参考資料

### 【資料1 環境資源の評価（例示）】

	自然的要素	人工的要素	備考
接收以前からの資源	武蔵野林（現存しないと思われる）	一部の道路線形	
軍用地・基地時代の資源	街路樹（プラタナス）、竹林	区画割り、米軍建物跡（発電施設やカマボコ型兵舎等）の位置・形態	
返還後の資源	山桜、植生、動植物（詳細は要調査）	-	

### 【資料2 公園をデザインするときの参考資料】

#### （ア）公園の種別・規模と配置方針

種別	設置目的	標準規模	配置方針
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25ha (2,500㎡)	誘致距離 250m
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2ha (20,000㎡)	誘致距離 500m
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4ha (40,000㎡)	誘致距離 1km
総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に	概ね 10ha 以上	原則として、一の市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる配置に配置する。

	供することを目的とする公園		
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園	概ね 15 h a 以上	同上
広域公園	一の市町村を超える広域の区域を対象とし、休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	概ね 50 h a 以上	一の市町村の区域を超える広域の圏域を対象として、交通の利便の良い土地に配置する
特殊公園	ア) 主として風致の享受の用に供することを目的とする目的 イ) 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園	-	風致公園：樹林値、湖沼、海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する。 動物公園・植物公園：気象、地形、植生等の自然的条件が当該公園の立地に適した土地を選定して配置する。 歴史公園：遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地若しくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置する。

(イ) 防災的な機能からの公園等の規模・配置の考え方

機能区分	公園種別	面積要件等
広域防災拠点	広域公園 等	面積おおむね 50 h a 以上
広域避難地	都市基幹公園、広域公園 等	面積 10 h a 以上(周辺の空地と一体となって 10 h a 以上となるものを含む)
一次避難地	近隣公園、地区公園 等	面積 1 h a 以上(周辺の空地と一体となって 1 h a 以上となるものを含む)
避難路	緑地(緑道)	幅員 10m 以上 (道路の場合幅員 15m 以上)
緩衝緑地	緑地(緩衝緑地)	石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断するもの

(ウ) 生物多様性を支える樹林地の最小規模の例

最小規模面積	果たしている役割
50ha	純粹に森林性の鳥類が生息できる
20ha	鳥類・ほ乳類・両生類の生息環境としての都市林の適正最小規模
10ha	地形的まとまり(尾根～谷戸)を考慮した場合の孤立樹林の最小保全面積
5ha	鳥類・ほ乳類・両生類の生息環境としてのアイランド状都市林の最小規模
2ha	林内性鳥類が出現し始める規模
1ha	林内性の節足動物相・好適湿性植物種が維持できる最小規模
0.4ha	孤立樹林内の植物種数の急激な減少を避けるための最小規模 生息している鳥類種数が急激に増加し始める規模
0.1ha	孤立樹林の植生種組成の特徴を失わないための最小規模